

新聞の「特殊指定」制度の堅持に関する意見書

「特定の不公正な取引方法」（特殊指定）は、公正取引委員会が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）に基づいて行う告示で、新聞については発行本社、販売店双方に異なる定価の設定や割引販売を禁じている。価格競争を奨励する独占禁止法の中で特殊指定が認められているのは、新聞の公共性を重視し、「同じ新聞は全国どこでも、同じ価格で読むことができるのが望ましい」という考えによるものである。

一方、新聞には、新聞社が販売店への定価販売を指定できる再販売価格維持（再販）制度があるが、新聞は特殊指定と再販制度によって全国一律の戸別配達が可能となっている。さらに、昨年7月に施行された「文字・活字文化振興法」は、「すべての国民が等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を理念に掲げ、そのための施策の実施を国と地方公共団体に義務づけている。

公正取引委員会は昨年11月、新聞の特殊指定の見直し作業に入ることを発表し、その後の検討により、当面は特殊指定を維持する方針を出した。仮に新聞の特殊指定が廃止されると、再販制度は骨抜きとなり、新聞販売店間で値下げ競争を招くこととなる。経営体力の劣る新聞販売店は撤退を強いられ、全国に張り巡らされた個別販売網の崩壊から、地域間での情報格差が発生する結果となる。新聞は国民の「知る権利」に応え、公正な情報を提供するとともに、活字を通じて日本文化を保持し、世界との窓口を開くという社会的・公共的使命を果たしていることから、今後においても新聞の特殊指定制度は必要不可欠なものである。

よって、国会及び政府においては、将来に渡り、新聞の特殊指定制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

（提出者）全議員